平成25年度版

――労災保険率表（平成24年4月1日改定）――

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	60/1000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40/1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	5.5/1000
	25	採石業	58/1000
	26	その他の鉱業	25/1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	89/1000
	32	道路新設事業	16/1000
	33	舗装工事業	10/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	17/1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	13/1000
	38	既設建築物設備工事業	15/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5/1000
	37	その他の建設事業	19/1000
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6/1000
	65	たばこ等製造業	6/1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1000
	44	木材又は木製品製造業	13/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7.5/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	19/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1000
	51	非鉄金属精錬業	7/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7/1000
	53	鋳物業	17/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1000
	55	めっき業	7/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5/1000
	57	電気機械器具製造業	3/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4.5/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4/1000
	61	その他の製造業	7/1000
運輸業	71	交通運輸事業	4.5/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	11/1000
	74	港湾荷役業	16/1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	94	その他の各種事業	3/1000
	90	船舶所有者の事業	50/1000

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○基本給・固定給等基本賃金 ○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○扶養手当・子供手当・家族手当等 ○宿、日直手当 ○役職手当・管理職手当等 ○地域手当 ○住宅手当 ○教育手当 ○単身赴任手当 ○技能手当 ○特殊作業手当 ○奨励手当 ○物価手当 ○調整手当 ○賞　与 ○通勤手当 ○定期券・回数券等 ○休業手当（労働基準法第26条の規定に基づくもの） ○雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ○住居の利益（社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） ○いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの）	○休業補償費（業務災害、通勤災害に係るもの） ○結婚祝金 ○死亡弔慰金 ○災害見舞金 ○増資記念品代 ○私傷病見舞金 ○解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの） ○年功慰労金 ○出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの） ○制　服 ○会社が全額負担する生命保険の掛金 ○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ○創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く） ○チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ○住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ○退職金（退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）

――雇用保険率表（平成24年4月1日改定）――

事業の種類	平成24年度（確定保険料の計算に使用）			平成25年度（概算保険料の計算に使用）		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

平成25年度の労働保険料等の申告・納付は7月10日までに

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることとなっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者に該当しない者は除かれます。）に支払われる賃金の総額に、その事業に定められた保険料率を乗じて算定されます。

労働保険の保険料は、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度確定精算することになります。

したがって、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただくことになります。

これを「年度更新」といい、平成25年度につきましては6月3日から7月10日までの間に手続を行っていただきます。

保険料等の申告・納付を期日までに行わないと追徴金、延滞金を徴収されることがあります。

なお、保険料等の申告・納付に当たっては、次の事項に留意してください。

保険料等算定に当たっての留意事項

＝労 働 者＝

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

また、法人の取締役などの地位にある者は、原則として労働者とはなりませんが、①労災保険については、業務執行権のない者で業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し賃金を得ている者、②雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など、従業員としての身分を有している者で報酬などの面からみて労働者的性格の強い者は一般的に労働者となります。

なお、労働者であっても、次に掲げる者については、雇用保険の被保険者に該当しませんので、雇用保険に係る保険料の算定基礎から除外されます。

① 日雇労働被保険者とならない日雇労働者
② 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
③ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を超える者

＝賃金総額＝

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

労働保険料等の算定基礎となる賃金の具体的事例については、裏面「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）」を参照してください。

なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労災保険に限り賃金総額の特例が認められています。

＝保険料率＝

○労災保険率（平成24年4月1日改定）

労災保険率は、事業の種類ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率に応じ、55の区分に分類されて労災保険率表等により定められています。保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている労災保険率が適正であるか否かに留意していただく必要があります。

また、一定規模以上の事業については、個々の事業ごとの収支率（保険料額（通勤災害等に係る保険料額を除く。）に対する業務災害に係る保険給付額と特別支給金額の合算額の割合）に応じて労災保険率を上げ下げする、いわゆるメリット制があります。

なお、労災保険における一人親方等及び海外派遣者については、第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率が定められています。

○雇用保険率（平成24年4月1日改定）

雇用保険率は、事業の内容によって、一般の事業のほか、次の種類の事業ごとに定められています。

① 農林水産の事業
土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く。）
動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。）

② 清酒製造の事業

③ 建設の事業
土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

＝一般拠出金＝

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

「一般拠出金」の納付は労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

※「一般拠出金」には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。
料率は業種を問わず、一律1000分の0.05です。

※メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

＝高年齢労働者に係る保険料免除＝

64歳以上の高年齢労働者（年度の初日（4月1日）において満64歳以上である者）のうち、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く一般被保険者については、雇用保険に係る保険料が免除されます。

したがって、これらの高年齢労働者に支払われた賃金は、雇用保険の保険料算定基礎となる賃金から除外されます。

なお、労災保険に係る保険料及び一般拠出金については免除されませんのでご注意ください。

※平成24年度確定保険料については昭和23年4月1日以前に生まれた者
平成25年度概算保険料については昭和24年4月1日以前に生まれた者
船舶所有者の事業については、同封の申告書の書き方をご確認ください。

＝雇用保険の被保険者負担額＝

雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の方の賃金総額に被保険者負担率（具体的な率は裏面でご確認ください。）を乗じて算定します。（なお、以前用いられていた一般保険料額表は平成17年3月31日限りで廃止となりました。）

※上記により計算した被保険者負担分に1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

①被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

②被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

③ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

＝保険料の延納（分割納付）＝

保険料の納期限は、原則として7月10日ですが、概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれかのみの保険関係が成立している事業については20万円）以上で延納（分割納付）を申請した場合には、3期に分けて納付することができます。

1期（4月1日から7月31日までの分）についての
納期限は7月10日
2期（8月1日から11月30日までの分）についての
納期限は10月31日
3期（12月1日から3月31日までの分）についての
納期限は翌年1月31日

なお、労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している継続事業（一括有期事業を含む。）については、2期の納期限は11月14日、3期の納期限は2月14日となっています。

＝口座振替納付＝

口座振替の手続をしている継続事業（一括有期事業を含む。）については、次の振替日に口座振替を行います。

全期・1期　9月6日
2期　11月14日
3期　2月14日

※年度更新手続き期間内に保険料等の申告がないと、全期・1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、留意してください。

※申告・納付期日である平成25年7月10日（水）は、労働局・監督署・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局